

令和4年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和4年度化学物質審議会第4回安全対策部会、第231回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

令和5年1月17日

参考資料1-6

経済産業省

官 印 省 略

20230113 製第1号

令和5年1月13日

化学物質審議会

会長 東海 明宏 殿

経済産業大臣 西村 康稔

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第24条第1項等に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、次について諮問する。

記

「ペルフルオロ（ヘキサノー1-スルホン酸）（別名PFH_xS）又はその塩」及び「ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩」を法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定